⑥　水産動植物の生態に配慮した石倉増殖礁の設置や魚道の設置・改良や水田と河川との連続性に配慮した農業水路等の整備、さらにそれらの適切な維持管理を推進するとともに、河川等が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行う。また、これらの実施に当たっては、各施策の効果を高められるよう関係者間の情報共有や活動の連携を図る。

⑦　内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び放流体験等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験施設等の整備を推進する。

⑧　内水面漁業の振興に関する法律第35条第１項の規定に基づく協議会が設置された場合には、漁場環境の再生等内水面漁業の振興に向けた協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行い、それを踏まえた必要な措置を講じる。

⑨　内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う内水面に係る生態系の維持・保全のための活動等の取組を支援する。

⑩　ウナギの持続的利用を確保していくため、国際的な資源管理の取組については、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との４国・地域での池入れ量制限を始めとする資源管理を一層推進するとともに、官民一体となって資源管理に取り組む。

また、国内においては、河川や海域におけるウナギの生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発に取り組むとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。また、ウナギは養殖用種苗の全てを天然採捕に依存していることから、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

⑪　国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイについて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年５月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進を図る。

(7)　栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業

ア　種苗放流による資源造成の推進

漁獲管理や漁場整備と一体となった種苗放流を推進する。

種苗放流の効果を高めるため、遺伝的多様性に配慮しつつ、成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組を一層推進する。

種苗放流尾数が減少傾向にある広域種については、海域栽培漁業推進協議会が策定した広域プランを勘案して、関係都道府県が行う種苗生産や放流等の取組を推進する。

また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い新たな栽培漁業対象種の技術開発を推進する。

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。

近年資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組むことや、集中的な放流、放流種の重点化、共同種苗生産体制の構築により効率的かつ効果的な放流事業を行い、資源造成に取り組む。

イ　対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流に当たっては、地域の実情、海域の特性等を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。

特に対象種については、目標とする安定した資源状況が達成された際には漁獲管理に重点を移す等、柔軟な対応を図る。

ウ　サケの漁獲量の安定化

近年、回帰率が低下しているシロサケについては、海洋環境の変化に対応するため、稚魚の放流時期やサイズに幅を持たせることや、環境条件が好適でなくても生き残る健康性の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組み、漁獲量の安定化を図る。また、高品質なサケ親魚の放流場所の調査等を踏まえ、ふ化放流事業の広域的な協力体制の構築を目指す。

(8)　漁業と親水性レクリエーションとの調和

ア　遊漁者の資源管理に対する取組の促進

太平洋クロマグロの資源管理については、遊漁における協力も不可欠であるように、魚種や地域により国や都道府県が行う資源管理措置に対する遊漁者の協力が重要になる場合があることを踏まえ、漁業者が取り組む資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるような環境づくりを推進する。

イ　漁業と親水性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進等

漁業と親水性レクリエーションの共存を図るため、都道府県が設置する海面利用協議会等を活用し、当事者間の話合いの場を通じた相互理解の促進や問題点の整理やルール作りを進める。さらに、遊漁者等に対し、水産資源の適切な利用（既存のルール）や漁場環境の保全等（マナー）について、理解と協力を積極的に求め、調和のとれた海面利用を関係団体とも連携し促進する。

また、内水面については、内水面漁場管理委員会の更なる活用とともに、内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会制度を活用し、調和のとれた水面の総合的利用を推進する。

4　加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開

(1)　加工・流通・消費に関する施策の展開

ア　多様な消費者ニーズを捉えた新商品開発を含む商品供給の取組

簡便化志向など最近の消費者ニーズに対応し、手軽・気軽においしく水産物を食べられる新商品（「ファストフィッシュ」商品）の開発・提供や、鮮度の高い商品、旬や産地を特定した商品の供給等を促進することが必要である。

大消費地向けだけでなく、地産地消など各地域のニーズに応じた水産物の供給も必要であることから、地域の学校、観光（郷土料理、漁業体験、漁家民宿等）等とも連携を図る。

また、子どもや訪日外国人を含め、多様な消費者を想定して、これらのことに取り組む必要がある。

イ　消費者等に対する魚食普及と産地情報提供

消費者等に対する魚食の普及を、生産から小売・外食に至る関係者が連携して推進する。特に学校給食・学校教育等との連携を強化することにより、水産物消費の維持・拡大を図る。あわせて、水産物の特性（味覚や健康面に加え、地域性・季節性、資源状況等）や魚食文化についての理解を促進するとともに、米などの国産農産物・林産物とセットでの普及にも取り組む。

また、原料原産地表示等の仕組みも活用しつつ、消費者等に対し水産物の産地等に関する情報を適切に伝達する。

さらに、地理的表示（ＧＩ）保護制度を活用し、高品質な我が国水産物のブランド価値を守るとともに、地理的表示の相互保護の推進を通じ、その価値を守る取組を進める。

ウ　水産エコラベルの推進

我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうためにも、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すエコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進していく。この一環として主要資源の状況や資源管理の実施状況につき理解しやすい形で積極的に公表し、これにより、漁業者がより高いレベルの資源管理に取り組むインセンティブを与える。